

議 第 12 号

高額療養費の自己負担上限額の引上げに
関する十分な議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、医療費が高額になる場合に患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしている。

こうした中、政府は、高齢化の進展、医療の高度化等による高額療養費総額の増額を背景に、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るため、本年8月以降、自己負担上限額を段階的に引き上げる方針を決定した。

自己負担上限額の引上げについては、がん患者団体等から受診の抑制、治療継続の断念等につながるといった懸念が示されたことを受け、政府が方針を一部見直したところであるが、今後も、当事者の声を踏まえた上で、十分な議論がなされるべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての国民が安心して必要な医療を受けることができる社会を維持するため、現場の実態を踏まえ、高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して十分に議論するよう強く要請する。